

農業経営継承合意書調印式



美波町役場での調印式(写真左から、湯浅寛さん、戎野雄大さん、瀧本博文美波町農業委員会会長)

農業経営を次代に (美波町)

「これから一人の経営者として、多くの困難に直面すると思いますが、それにも負けず食らいついでいき立派な経営、成績の向上を目指します」と戎野雄大(27)さんは話す。美波町奥河内の戎野さんが、同町北河内で養鶏業を営む湯浅寛さん(62)から農業経営の継承を目指しています。湯浅さんは自宅周辺に鶏舎8棟を所有し、ブランド地鶏の「阿波尾鶏」31000羽を飼育しています。戎野さんは同町出身で、湯浅さんの長男と同級生で、5年程前から養鶏業を手伝っていました。戎野さんは湯浅さんと2年間ともに働き、農業技術や経営ノウハウの研修・指導を受けました。そして、10月31日に、経営を継承するにあたっての取り決めをするため「農業経営継承合意書」を締結しました。

合意書に基づき、今後5年間で湯浅さんの農業経営の全部を継承する予定です。今回の取り組みにあたっては、農林水産省の補助事業である「農業経営継承事業」が活用されました。この事業は後継者のいない農業経営が保有する経営資産(農地、農業用機械、経営ノウハウ等)を意欲ある第3者に継承させることを応援する仕組みとなっています。事業の推進は委託を受けた(二社)徳島県農業会議が窓口となり、美波町農業委員会、美波農業支援センター、徳島県経営推進課、(二社)徳島県農業会議によって、経営継承が円滑に進むように支援するコーディネートチーム会議を26年11月に組織しました。コーディネートチーム会議は研修期間中4ヶ月毎に開催され、研修の状況確認や経営継承の方法、制度資金関係等について、支援活動を実施してきました。(安芸 卓生)

かけはし21

第39号

発行所

一般社団法人

徳島県農業会議

徳島市北佐古一
番町5番12号
徳島県JA会館8F

六五四三二一	主な内容
徳島県農業会議	第3者経営継承合意書を調印
女性農業者	29年度徳島県重点農業施策の提案
農委委員	最優秀業務員表彰
農家の	推進重点業務員表彰
インタビュ	教室を開催
行事予定	お知らせ
876521	

あぜ道の声

▽本県の農業就業者の平均年齢は67・4才、60歳以上の割合は実に8割近い。また、販売農家の内、後継者のいない農家の割合も、46・7%を占める。(2015 農林業センサス)

▽優れた農業経営であるにもかかわらず、後継者がいないために経営を撤退することは、地域経済にとって大きな損失である。美波町の湯浅さんのような第3者への経営継承を進めていかなければならない。

▽今回の政策提案では、「担い手・経営対策」に特に力点を置いた。農家の意向調査を実施し、第3者への経営移譲希望者を掘り起こし、情報提供・マッチング等により経営継承を支援するよう提案している。

▽改正農業委員会法では「関係行政機関等は、提出された意見を考慮しなければならない」とされている。より多くの意見が取り入れられることを望む。(S・I)

平成29年度徳島県重点農業施策に関する政策提案

寺井会長をはじめ9名の常設審議委員は9月29日、「徳島県重点農業施策に関する政策提案」を熊谷副知事に行いました。副知事からは、「県民目線、現場主義を象徴するような、非常に大切に重要な提案ばかりである。県でできるものは、県でスピード感を持ってやり、県だけでできないものは、国に政策提言したい。」との力強いお言葉をいただきました。政策提案の内容は、次のとおりです。

▼担い手・経営対策の推進

1 新規就農者の定着のための地域支援体制の整備

本会議では徳島県新規就農相談センターを設置し、就農相談を行い農業法人等への就職を斡旋しているが、農業法人は地域に偏りがあり、受け入れ経営体がない地域もある。また、農業法人に就職した新規就農者の定着率が低いことも課題となっている。

そのため、地域ぐるみで新規就農者を受け入れ、安定した農業経営をサポートすることにより、新規就農者が地域に溶け込める体制づくりが急務となっている。そこで、就農から定着・経営確立まで一貫してサポートする地域支援体制を確立するため、県、市町村、農

業委員会、農業団体、指導農業士等、各地域の関係者が一体となって、新規就農者を支援する体制を整備されたい。

2 新規就農者の育成・確保

農村現場では、担い手の不足が深刻な問題となっており、農地を守り、地域農業を維持・発展させていくためには、担い手の育成・確保が喫緊の課題である。

このため、本県で新たに農業を始める方が円滑に就農できるよう就農実務研修等を実施する「とくしま就農スタート研修事業」について、昨年度の事業創設以来2ヶ年で100名近くの新規就農研修に結びつくなど、効果が上がっていることから今後も継続されたい。また、受入農業法人等が

無い地域においても新規就農者の受け入れを促進するため、地域の関係者が一体となって、作物・農地等の斡旋や、研修から就農自立までの新規就農者に対する受入提案を行い、新規就農相談センター等を通じて情報提供や就農相談等を行い、就農に結びつける取組を支援されたい。

3 集落営農や農業法人の育成支援

農業従事者の高齢化や担

い手不足、耕作放棄地の増加など、農業の環境が厳しくなる中、集落営農は地域農業を維持、発展させる「担い手」として重要である。また、農業法人は、農地を持たない新規就農者の受け皿や地域における就業の場となっている。

そこで、農地が将来にわたり有効かつ適切に利用されるため、集落営農や農業法人などの多様な担い手の育成や経営安定に向けた支



寺井会長から熊谷副知事に政策提案

援を継続して実施されたい。

4 女性農業経営者への支援等

女性農業者の能力を最大限発揮できるよう、家族経営協定の締結の推進や女性が経営者として活躍できるよう、資質向上に向けた支援を行うとともに、6次産業化や地域活性化などに取組む女性農業者の活躍できる場が広がるよう支援されたい。

あわせて、女性農業委員

等地域のリーダーとなる女性農業者のネットワークの活動を支援されたい。

5 農業経営の継承推進

(1)農業経営の第三者経営継承の推進

農業従事者の高齢化が進む中、今後は後継者不足により、経営継承が困難となる経営体の増加が見込まれる。

そこで、農業経営の意向調査を実施し、第3者への経営移譲希望者を掘り起こすとともに、全国農地ナビ等を活用した一元的な農地情報の管理と情報提供サービス体制の構築や、経営移譲希望者と新規就農希望者

とのマッチング等を行い、第3者への円滑な経営継承を支援されたい。

（2）認定農業者等担い手の後継者への支援

認定農業者等担い手の後継者が就農することは、より確実な経営継承を図る上で重要であることから、基幹的労働力の増加に見合う規模拡大を達成するまでの間の経営の負担を軽減するため、認定農業者等担い手の後継者が就農する場合においても、「新規就農・経営継承総合支援事業」が活用できるよう、要件緩和を国に働きかけられたい。

▼担い手への農地集積の推進

1 農地の中間管理機能を最大限発揮するための支援

（1）改正農業委員会法に基づき、県内の市町村農業委員会に平成29年度から最大で300名を超えて農地利用最適化推進委員が設置される。

そこで、農地利用最適化推進委員に最大限活躍していただき、担い手への農地の利用集積を加速するため、農地中間管理機構との連携

による農地利用最適化推進委員の活動を強化する支援措置を講じられたい。

（2）農地中間管理事業を活用した農地の借り受け、貸し付けについては、法律上の手続きに相当の期間（約3ヶ月）を要することが事業活用の妨げとなっている。

このため、農地転貸の事務の効率化・簡素化に向けて、利用権設定等促進事業と同程度の1ヶ月程度の期間で転貸手続きが完了できるように国に働きかけられたい。

（3）農地中間管理事業を最大限活用した担い手への農地集積を促進するため、貸付期間が3年又は5年の設定でも、「経営転換協力金」を活用できるよう、国に働きかけられたい。

（4）県機構は転貸の可能性が不確定な農地については、農地の所有者が貸し付けを希望しても、管理コストの増大懸念から簡単に借り受けることができない状態にある。

そこで、借り手が未定であっても、比較的借り手が

早急に見つかると思われる農地等については、スムーズな担い手への貸し付けに繋がる仕組みが構築されるよう関与されたい。

2 農地の国土調査（地籍調査）の早期完了

平成26年の農地法改正により農地台帳が法定化され、平成27年4月1日から「全国農地ナビ」により農地台帳の一部情報とともに、農地地図のインターネット等による一般公開が始まったが、関係機関が有する地図や公図においてさらなる精度向上が課題となっている。

このため、一般公開が開始された農地地図情報の整備強化のためには、国土調査（地籍調査）を早期に完了させることが必要であり、その実現に向けた予算措置を国に働きかけられたい。

3 「活かすべき農地」の確保と有効利用の推進

農業生産の現場では、農業者の高齢化等により、条件不利な農地が耕作放棄されていく恐れが高まっている。

このため、食料自給力を確保するためにも、将来に

わたって農地として活用していく「活かすべき農地（守るべき農地）」に対し、

多面的機能の維持・県土の保全への支援を進められたい。

▼農業の競争力強化

1 挑戦するとしまブランドの展開

（1）TPPなどのグローバル化の進展に伴う安価な海外産農産物の輸入量増大や国内の産地間競争に打ち勝つためには、県産農産物のブランド力の一層の向上が必要である。

このため、本県の安全・安心で高品質な「としまブランド」農産物の生産拡大を図るとともに、首都圏をはじめとした新たな販路開拓やさらなる市場拡大に向け、「としまブランド推進機構」を核とした、生産から流通・販売に至る活動を強化されたい。

（2）本県のブランド品目である「なると金時」、「だいこん」、「渭東ネギ」、「鳴門らっきよ」の産地維持、発展に欠かすことができない「手入れ砂」として、「川砂」の安定的な確保が

図られるよう取り組まれたい。

（3）地球温暖化に対応した農産物、加工に適した香酸柑橘、ブランド力強化を図るためのイチゴ、レモンなどの新品種育成に積極的に取り組まれたい。

2 六次産業化の促進

「徳島大学・生物資源産業学部」の創設を契機に、アグリサイエンスゾーンを核として、農林水産総合技術支援センターと、大学、民間企業等との連携強化により、6次産業化を加速化させるとともに、6次産業化人材の育成や技術開発・研究開発等を一層進められたい。

3 海外展開の促進

欧州等に向けて柑橘類など県産農産物の更なる輸出拡大を図るため、相手国の検疫条件等をクリアできる「輸出型産地づくり」やグローバル人材の育成に継続して取り組まれたい。

4 水田農業の振興

米価下落や、資材価格の高止まりによる生産コスト増加などにより、水稻や野菜等の水田農業での収益性

が低下している。

このため、飼料用米を中心とした新規需要米を転作物物の主力作物に位置づけ、農業者の経営安定が図られるよう、現行の「水田活用の直接支払交付金」の継続や農業機械等の整備への支援、及び低コスト生産に資する多収性品種の開発について、国に働きかけられたい。

5 「とくしまブランド」を支える基盤整備の推進

安全・安心で多品種・高品質な「とくしまブランド」農産物の安定した生産を図るとともに、本県の特徴ある農産物が産地間競争に勝ち抜くため、農業農村整備関係予算を十分確保し、農業競争力の礎となる生産基盤の整備を、より一層推進していただきたい。

6 有機農業の生産拡大対策

有機農産物の生産拡大を進めていくため、新たに有機JAS認証を目指す生産者への支援を行うとともに、有機農産物登録認証機関（NPO法人徳島県有機農産物認証協会）の運営体制

の支援を継続して実施されたい。

また、有機農産物の販売拡大を図るため、輸出拡大に取り組むとともに、有機農産物を取り扱う販売業者・飲食店等とのマッチングを積極的に進めていただきたい。

▼活力ある農山漁村の創出

1 鳥獣被害の防止対策の推進

イノシシ・サル・シカ等による農作物等の鳥獣被害は深刻さを増し、中山間地域では営農が困難な農地も散見される。また、市街地まで出没し、農作物だけでなく生活環境にまで影響が生じている。

このため、鳥獣被害対策として、地域が主体となった多様な取組みを支援する施策を長期的に講じるとともに、侵入防止柵など被害防止施設の整備をはじめ、地域の環境整備やジビエとしての活用を進めるための施設整備などに必要な予算を確保し、県民が鳥獣被害の減少を実感でき、安心して暮らせるよう、総合的な野生鳥獣対策に取り組まれ

たい。

2 中山間地域の農地利用の促進

中山間地域では、過疎化・高齢化の進行により、担い手が減少しており、地域によつては、農業をはじめとする生産活動の停滞はもとより、集落維持活動に支障をきたすなど、活力が低下している。

このため、中山間地域において、地域に根ざした集落営農や法人経営体等が農地集積を進め、規模拡大を行う場合の支援措置を講じられたい。

また、中山間地に人を呼び込み、定着してもらえよう、生活環境や農業生産基盤の整備を図られたい。

▼TPP対応について

1 TPPなどグローバル化への対応

（1）TPP法案の審議に当たっては、農業者をはじめ広く国民の理解を得るべく十分審議を尽くすとともに、国内対策については、TPP協定の合意内容による影響は広範かつ中長期に及ぶと考えられることから、予期せぬ事態への臨機な対

応措置をはじめ、農業者の声を踏まえて長期的な視点に立った制度・施策の運用を図るよう、国に働きかけられたい。

（2）TPP対策の新たな仕組みとして、「収入保険制度」の導入に向けた調査・検討を進める当たっては、農業者等の意見を広くくみ上げ、積極的に公開するとともに、意欲を持った多様な担い手が、安定的な農業経営を継続するためのセーフティネット機能が十分發揮される制度となるよう、国に働きかけられたい。

（3）TPP協定の合意内容は、関税の即時撤廃となるものだけでなく、時間をかけて関税削減や輸入枠拡大となるものもあり、地域の農林水産業への長期にわたる様々な影響が懸念される。

農林水産業は地域の基幹産業でもあり将来にわたって持続的な発展が必要である。県においても、今後、農林水産業が衰退しないよう、農村現場の意見を聴きながら、地域の実情に配慮したきめ細かな対策をお願いし

たい。

▼農業委員会の体制整備

1 農地利用の最適化に向けた取り組み支援の強化

平成28年4月1日に施行された改正農業委員会法に基づき、来年度は19の農業委員会が新制度に移行することから、農地利用最適化の推進に必要な予算を十分に確保するとともに、現場でより活動がし易い運用改善を図るよう国に働きかけられたい。

また、本会議が関与する「農地転用許可」等の法令業務や農業委員会ネットワーク業務に係る国費補助と県の支援措置を継続して講じられたい。

2 農業委員会の事務局体制の整備・強化

市町村の行政機関である農業委員会の事務局体制を整備・強化するため、市町村等の積極的な対応による専任職員の十分な配置や資質向上等の対策を強化するとともに、そのための予算を確保するよう、国並びに市町村に働きかけられたい。

新たに設置される「農地利用最適化推進委員」の担う業務は？

改正農業委員会法が平成28年4月1日に施行され、新たに「農地利用最適化推進委員」（以下、「推進委員」）の設置が義務づけられました。

本県においては、本年度に改選を迎える農業委員会がないため、推進委員はまだ設置されておりませんが、すでに他県において新制度に移行した農業委員会では最適化推進委員の委嘱が行われ、農業委員会並びに農業会議で研修会も開催されています。

しかし、最適化推進委員が新設と言うこともあり、多くの農業委員会では「具体的にどんな業務を担うのか？」といった疑問や問い合わせを（一社）全国農業会議所に寄せているようです。

最適化推進委員は改正された農業委員会法では「農業委員会が定めた区域内の農地等の利用の最適化の推進のための活動を行う」と

されており、担当区域内において地域農業の振興につながる現場活動を行うこととなっています。

また、最適化推進委員は農業委員会の総会等への出席は義務付けられておりませんが、担当区域内の農地等の利用の最適化の推進について意見を述べることもできるとなっています。

農業委員が農業委員会の区域全体（市町村全域）が活動の対象となることに對して、最適化推進委員は担当区域の農地利用の最適化

の業務に責任を持って対応することが求められていることから、活動区域を決めて農地利用の最適化業務を行うこととなります。もちろん農業委員が担当地区を持って活動しても何の問題もありません。

このように両者の業務に大差はなく、農業会議としては、農業委員と最適化推進委員がチームを組んで現場活動を進めるなど、両者が連携した取り組みを行うことが最も重要であると考えています。（田中 智）

農地利用最適化推進委員の担当区域における重点活動

(1) 人・農地プランなど、地域の農業者の話し合いを推進

「人・農地プラン」の策定・見直しに当たって、地区の話し合いへの参画
＝農業委員会事務局、担当部局の事前準備・調整が重要

(2) 農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進

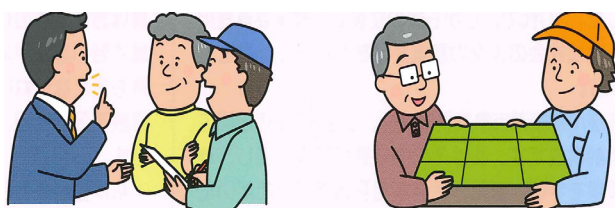
農業委員会から送付される農地利用意向調査の該当者に直接出向く
＝今後の農地利用の把握を通じて、受け手（借り手）に結びつける

(3) 遊休農地の発生防止・解消を推進

農業委員会が全体で実施する農地利用状況調査への積極的な参加
＝担当区域内での日常的な農地パトロール等を通じた不断の農地チェック

(4) 農地中間管理機構との連携

担い手への農地等の利用集積の働きかけ、農地利用意向調査の結果の活用
＝農地中間管理機構の活用へ誘導



農業委員会から農地情報公開システムへの農地台帳データの交換・移行作業の開始について

農業委員会の農地台帳から農地情報公開システムへデータの変換・移行作業については、当初想定していた移行項目が検討の結果大幅に増加・複雑化したことから、変換作業を別途業者委託するための新規予算が必要となり、一時中断を余儀なくされていきました。

今般の臨時国会において、平成28年度第2次補正予算が成立し、全国農業委員会ネットワーク機構（一社）全国農業会議所を実施主体として、農地台帳データの交換・移行作業を行うための「農地情報公開システム本格稼働加速化事業」が開始されました。

これに伴い全国農業会議所では、同作業を実施する業者を公募し、10月21日（金）に「農地情報公開システム本格稼働加速化推進共同事業体（代表構成員：ソフトバンク・テクノロジー株式会社、アソラテック株式会社）」

に決定したところです。

農地情報公開システムは平成25年度からシステム開発が行われてきました。

この事業の目的は、①市町村農業委員会等の農地台帳システムの全国一元化を行うことによって、農業委員会事務の標準化・システム改修コストの低減・情報流出の発生リスク低減を図ること。②農地法・農業委員会法に定められる都道府県知事、市町村長、農地中間管理機構などの行政および関係機関などに農地情報を提供できるようにすることにより、行政機関による統計、集計業務を省力化・農地中間管理機構事務の効率化・高度化を実現すること。③農地台帳の項目のうち公表項目をインターネットの利用により一般国民に公開することにより、担い手への農地利用集積の推進・新規就農希望者、参入希望法人などに必要となる農地情報を提供し、農地の利用促進や遊休農地の解消と発生防止に資すること等があげられます。

女性農業委員オススメ！ 農家の料理教室を開催

徳島県女性農業委員協議会（会長谷口清美）は地元で採れた新鮮な野菜の美味しい食べ方や調理方法を一般消費者に伝え、農畜産物の地産地消を推進するため、「女性農業委員オススメ！農家の料理教室」を全国農業新聞の後援のもと、11月17日に阿波市交流防災拠点施設アエルワで開催しました。

料理教室には、地元阿波市の主婦を中心に17名の女性に参加し、6名の女性農業委員が自宅で栽培している野菜を中心に、徳島産の食材を使って、5種類の料理の作り方を教え、参加者全員が5種類すべての調理方法を習得しました。

料理教室に先立ち、谷口会長の地元のJAの調理室に女性農業委員6名全員が集まり、熱の入ったリハールを行うなど、準備万端整え望んだ甲斐もあって、当日は手際よく調理が進み、炊き込みご飯の炊きあがり待っただけとなりました。



予定時刻になっても炊きあがらず関係者をハラハラさせる場面もありましたが、できあがった料理は、参加者や御試食いただいた阿波市の野崎市長や阿部農業委員协会会长にも大好評でした。参加者からは、「手軽にできてすごく美味しい。このような取り組みを是非今後も続けて欲しい。次回も参加したい。」というように発言も飛び出すなど、皆に喜ばれ、終始笑顔が絶えない料理教室となりました。

農業新聞の献立♪のページに掲載されており、女性農業委員は広く活用して欲しいと話しています。

料理のレシピ

- ①三種のきのこ鶏の炊き込みご飯
 - ②そば米汁
 - ③れんこんのはさみ焼き
 - ④れんこんのきんぴら
 - ⑤なると金時の大学いも
- （田中 智）

独身者の結婚を応援する 「とくしまマリッジサポートセンター」がオープン！

こんにちは。徳島県民環境部次世代育成・青少年課です。独身者の結婚を応援しています。

皆様のまわりに独身の方はいらっしゃるいませんか？後継者にお悩みでないでしょうか？県内には、結婚したくても忙しくて「出逢い」がなかったり、結婚したい相手に巡り会わずに独身でいる方が少なくありません。そこで、徳島県では、結婚支援の拠点となる「とく

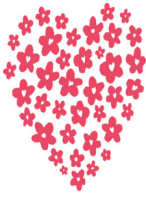
しまマリッジサポートセンター（略称「マリッサとくしま」）を、7月31日「とくぎんトモニプラザ（青少年センター）4階」にオープンいたしました。

「マリッサとくしま」では、独身者に会員としてご登録いただき、登録会員のプロフィールを検索し、気になる相手へお引合せを申し込むことができます。会員の「マッチング（お見合い）」や、レストランやカフェでの「出逢いパーティー」、料理やスポーツを通しての「出逢いイベント」など、様々な「出逢いの場」を提供しています。

また、イベントには、独身者をサポートする「阿波の縁むすびサポーター」が参加し、独身者の相談に応じるなど、きめ細やかな支援を行っています。

皆様の周りの独身の方に、ぜひ「マリッサとくしま」をお知らせください。

マッチング会員（登録料は2年間で1万円）や、イベントユーザー会員（無料）、また、「マリッサとくしま」からイベントやセミナーなどの情報が送られてくるメ



マリッサ とくしま

アイの花、咲かせましょ！

詳しくはWEBで！

ルマガ会員（無料）も募集中です。

【※ルマガ会員は、独身者でなくても登録可能です】

今後、「マリッサとくしま」では、県内の企業や団体、個人の皆様に応援していただきながら、県全体で結婚への機運を高めていきたいと考えておりますので、ご理解と、ご協力をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ】 「マリッサとくしま」

TEL: 088-666-1002
mail: msc@mariissa-tokushima.com
HP: <https://www.msc-tokushima.jp/>

日本政策金融公庫からのお知らせ

こんにちは。日本政策金融公庫（日本公庫）徳島支店で。今号は、前号に引き続き、日本公庫の「農業経営アドバイザー制度」のご案内と、徳島県内で積極的に活動中の農業経営アドバイザーのご紹介（第二回）を掲載します。

【農業経営アドバイザー制度】

農業経営アドバイザー制度は、「農業の特性を理解している税務・労務・マーケティングなどの専門家からアドバイザーを受けた」という農業経営者の要望を受けて、経営への総合的かつ的確なアドバイスを実践できる人材を育成するため、平成17年に当時の農林漁業金融公庫（現・日本公庫農林水産事業）が創設しました。農業経営アドバイザーには、日本公庫の職員のほか、民間金融機関の職員や税理士・中小企業診断士なども含まれています。創設後、平成28年7月末までに計23回の試験を行い、全国での合格者数は3,806人（うち公庫職員以外の者は3,537人）となりました。そのうち、徳島県で

は11名（公庫職員を除く）が合格しています。

農業経営アドバイザーは、地域の農業経営者のさまざまな経営発展の取組みを意欲的にサポートします。どうぞお気軽にご相談ください。

【農業経営アドバイザーの紹介（第二回）】

中飯 和志さん

（所属…中飯税理士事務所）



【自己PR】

農業経営アドバイザー試験には平成28年1月に合格しました。顧問先に農業経営者が多く、確定申告の依頼や、農地に関する相談・贈与などの税務相談に的確にお応えします。地域農業を支える皆さま方を微力ながら支えていく所存です。

【連絡先】

TEL: 0884-44-2270
e-mail bakuhatsu-power@me.

pikara.ne.jp

上原 大宜さん

（所属…徳島県信用農業協同組合連合会）



【自己PR】

私もJAバンク徳島信連は、県内JAの取組みを推進・支援するとともに、農業者様、農業法人様の担い手に対し直接融資またはJAとの協調融資等により積極的な金融対応を行っております。私は当会で融資担当者として農業融資業務に携わっています。営農類型に関わらず設備資金や運転資金の資金調達の際には一度ご相談ください。

【連絡先】

TEL: 088-634-2233
FAX: 088-634-2438

お問い合わせはこちらまで

日本政策金融公庫

徳島支店農林水産事業

徳島市中洲町1-58

088(656)6880

営業時間 9時～17時

女性農業委員インタビュー



「地元の小学校とは、娘が入学してから30年間、各種イベントでお付き合いしております。しかし、あと4年でその小学校も廃校になるので寂しい限りです」と語るのは吉野川市農業委員（3期目）の野上功子さん（67）。

野上さんは、人参、野沢菜等の野菜を6畝と、水稲4畝を栽培する専業農家だ。現在、夫と息子夫婦、パート従業員4名で切り盛りし、経営の法人化も視野に入れている。

そんな野上さんの活動で目を惹くは、長年に渡る食農教育だ。地元の幼稚園や小学校では、野上さんのほ場で、さまざまな野菜の収穫体験が行事となっている。また、卒業式には、前日の昼から夜中までかけて作った赤飯を配るなど子供への思いやりが深い。

「お世話になった娘の先生だった人が、今では校長先生になられて、どうにも長い付き合いになりました。多くの子供達が体験をきっかけに少しでも農業への興味を持って頂けたら」と笑顔で語る。

農業委員としては農業者年金の加入推進部長を務め、11月には、戸別訪問を行い、加入を促した。また、徳島県女性農業委員協議会活動でもその働きには目を見張る。多忙なスケジュールの中、研修会には必ず参加し、昨年行われた農業者婚活バスツアーでも、食材提供等を協力し、ツアーの成功に貢献した。今後は農業の6次産業化にも舵を取り、2等品の農産物でも売れるような仕組み作りを検討していくという。「良いモノは誰でも売ることが出来ますからね。いかに売れない物を売れるようにしていくか。それが今後の農業を変えることになると思います」と語った。

平成28年度に徳島県女性農業委員協議会の監事に選任され、その働きに期待が寄せられている。食農教育で培った経験を存分に発揮頂きたい。

次回のインタビューは阿南市農業委員の井出敬子さんを予定。
（笹賀 圭）

徳島県農業会議等の行事予定

会議等の行事予定		場 所	対 象 者
11 月			
11日	農業参入セミナー	JA 会館8階特別室	一般企業等
12日	新・農業人フェア	池袋サンシャインシティ	新規就農・就業希望者等
14日	第8回常設審議委員会	JA 会館8階特別室	常設審議委員
15日	新規就農相談センター担当者会議	TKP市ヶ谷カンファレンスセンター	相談センター担当者、就農相談員
15日～16日	会計検査院 農林1課会計実地検査	県庁、事業実施経営体	農業会議、農業経営体関係者
17日	女性農業委員協議会料理講習会	阿波市役所 調理実習室	女性農業委員
19日～20日	農業機械安全使用講習会 (JA美馬主催)	美馬市協町 うだつアリーナ	一般農業者
21日	有機認証 (農産物・加工食品) 判定会	徳島県障がい者交流プラザ	有機認証検査員・判定委員
21日	農業再生協議会	徳島グランヴィリオホテル	再生協議会関係機関
24日	農業技能実習生受入機関ブロック研修会	TKP広島平和大通りカンファレンスセンター	監理団体、実習実施機関等
24日	「農の雇用事業」現地確認調査	徳島市国府町 事業実施経営体	事業実施経営体
29日	「農の雇用事業」現地確認調査	海陽町 事業実施経営体	事業実施経営体
29日	とくしま就農スタート研修 現地確認調査	松茂町 事業実施経営体	事業実施経営体
12 月			
1日～2日	全国農業委員会会長代表者集会	東京都港区 メルパルクホール	農業委員会会長等
2日	「農の雇用事業」研修会	JA 会館別館5号室	事業実施経営体
10日	日本農業技術検定	ホテル千秋閣	検定受検者
13日	第9回常設審議委員会	ホテル千秋閣	常設審議委員
13日	農地情報公開システム研修会	JA 会館8階2号室	農業委員会担当者
13日	有機認証検査員・判定員研修会	JA 会館3階会議室	有機認証検査員・判定員
15日	農業者年金担当者会議	JA 会館8階特別室	農委・農協担当者
1 月			
13日	第10回常設審議委員会	阿波観光ホテル	常設審議委員
19日	農業経営改善セミナー	徳島グランヴィリオホテル	農業経営者、関係者
28日	新・農業人フェア	大阪マーチャндаイズマートビル	新規就農・就業希望者
31日	都道府県農業会議事務局長会議	未定	都道府県農業会議事務局長

徳島県の最低賃金が改定されています

時間額 **695 円** → 時間額 **716 円**
 発効年月日 2015/10/24 発効年月日 2016/10/1

最低賃金に関するお問合せ、ご相談は

徳島労働局賃金室 (TEL 088-652-9165) 又は最寄りの労働基準監督署へ

最低賃金に関する特設サイトアドレス <http://pc.saiteichingin.info/>

徳島県最低賃金が改定されました

平成28年10月1日から、徳島県最低賃金が695円から716円になりました。最低賃金は、ごく一部の例外を除き、正社員・非正社員を問わず、全ての労働者に適用されます。事業主は、雇用する労働者に対して、必ず最低賃金以上の額を支払わなければなりません。事業主の皆様は、最低賃金の確認及び支払いについて、ご注意ください。

好評の本書を平成27年の農地制度改正に対応するとともに、全体を再整理、改訂した。農地の法律手続きのうち頻度の高い農地の売買・貸借、農地以外への転用、市民農園の開設等について、「これだけは知っておきたい」ことを、手続きの流れ図、申請書の記載例、判例等を交えて解説している。農業委員会事務局はもとより、農業委員、農業者の皆さんにも活用いただける一冊となっている。

◇規格… A4判・154頁
 ◇定価… 2100円
 ◇刊行… 平成28年11月25日

改訂3版「新・よくわかる農地の法律手続き」に関する判例付き法律手続きの解説・様式集



新刊農業図書紹介

とくしま就農スタート研修事業の進捗

前号(第38号)で紹介した「とくしま就農スタート研修事業」は実施2年目。本年応募のあった新規就農希望者のうち51名が研修をスタート。研修就農者の平均年齢は33歳で、男女比は8:2。このうち県外からの研修就農者が13名。助成できる研修期間は、29年3月末までだが、一人でも多くの者が研修を継続し次代を担う農業者に育って欲しいと願う。T.M

(一社)徳島県農業会議へのお問い合わせ
 TEL (088)678-5611 FAX (088)678-5664
 URL <http://www.tokukaigi.or.jp>
 MAIL home@tokukaigi.or.jp

あ
と
が
き

購読料 月額700円
 発行 毎週金曜
 お申込みは農業委員会へ

全国農業新聞は、農業委員会ネットワーク組織が発行する農業総合専門紙です。「週刊」の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめられています。農業委員・農地利用最適化推進委員と農業者、地域住民・消費者、農村と都市の絆を強めるための「かけはし」として、普及・拡大に努めましょう。

全国農業新聞の普及拡大を